

別紙

諮問第1600号

答 申

1 審査会の結論

「特定住所・特定年月における水道メーター引上手続書類一式」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇区〇〇〇-〇-〇地番〇〇・平成〇年〇月水道メーター引上手続書類一式」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都水道局長が令和3年11月5日付けで行った存否応答拒否を理由とした非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、その取消しを求めるといものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求の請求内容に個人識別情報及び権利利益侵害情報が含まれていることから、特定住所における水道メーター引上手続に係る公文書の存否を応答することは、当該住所における水道メーター引上げの事実の有無を明らかにすることとなる。

また、この存否情報を公にすることにより、個人の財産状況や居住実態など、条例7条2号でいう特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報を開示することになる。

よって、条例10条に基づき、対象公文書の存否を明らかにしないで非開示とする。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和4年2月1日に審査会に諮問された。

審査会は、令和4年4月15日に実施機関から理由説明書を收受し、同年12月22日（第

206回第三部会) から令和5年2月21日(第208回第三部会) まで、3回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 水道メータの引上手続について

東京都給水条例(昭和33年東京都条例第41号。以下「給水条例」という。)14条1項では、管理者は、給水するときは、使用水量を計量するため給水装置に都の量水器を設置すると規定されている。

実施機関によると、本件開示請求における「水道メーター」とは、給水条例14条1項における「都の量水器」(以下「量水器」という。)を指し、「水道メーター引上手続書類一式」とは、水道使用者各戸に設置された量水器を撤去するに当たって実施機関の事務手続上発生する一切の公文書を指すとのことである。

実施機関の業務に係る内規である「営業事務取扱手続」には、量水器を撤去する事由として、量水器の有効期間が満了する場合、量水器に異常が生じた場合、量水器の口径を変更する場合、量水器の損傷又は亡失が発生した場合のほか、水道料金未納・無届改造等の理由による給水停止時、水道使用中止受付時、又は水道使用中止後一定の期間が経過した際に量水器の取外しの必要があると判断された場合等が規定されている。

また、量水器の撤去が行われた際には、「メータ引換票」等の書類が作成されることが規定されている。

### イ 本件非開示決定の妥当性について

審査請求人は、「工事業者が水道メーター引上手続をしているので、法人又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、個人に関する情報に該当しない。」と主張する。

これに対し実施機関は、「量水器の撤去は、水道料金の未納による給水停止や不使用が長期にわたった場合にも行われることから、その事実の有無は、当該土地所

有者、当該給水契約の最終名義人若しくは当該水道の利用者（以下、まとめて「水道利用者等」という。）個人の財産状況又は引っ越しや長期の不在などの居住実態等の推測を招く、プライバシーや名誉に密接に関わる情報である。」と説明する。

また、弁明書及び理由説明書において、量水器の撤去事実の有無が、当該撤去手続の行為者の如何を問わず、量水器撤去時における水道利用者等の個人情報に該当する上、水道利用者等が法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は事業を営む個人であっても、前記アに示す事由がある場合に量水器の撤去が行われることから、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条3号に規定する法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められる情報を開示することとなる旨、説明する。

審査会が確認したところ、本件開示請求は、特定の年月及び特定の住所における量水器の撤去手続に係る書類一式（以下「本件請求文書」という。）を求めているものであり、本件請求文書の存否について答えると、一般に公になっていない特定の年月及び特定の住所における量水器の撤去事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかになるものと認められる。

審査会が「営業事務取扱手続」を確認したところ、量水器の撤去事由には、前記アに示すとおり、計量法（平成4年法律第51号）72条2項で定められた量水器の有効期間満了に伴う交換のほか、水道利用者等の債務不履行に基づく給水停止、水道の供給契約の解約による水道使用中止等、水道利用者等に起因する事由があることが認められた。

そのため、本件存否情報には、水道利用者等に起因する事由による量水器の撤去事実が含まれることから、同情報は、水道利用者等である個人の財産状況又は居住実態等に関する情報であると認められ、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、一般に水道利用者等には、条例7条2号にいう個人のほか、法人等又は事業を営む個人も含まれると解されるところ、水道利用者等が法人等又は事業を営む個人である場合について検討すると、本件存否情報には、当該法人等又は事業を営む個人の水道料金未納等の債務不履行に基づく財務状況又は水道の長期不使用に基づく操業状況等に関する情報が含まれると認められることから、これを公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他

社会的な地位が損なわれると認められる情報が明らかになるため、同情報は、条例7条3号に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件請求文書の存否について答えるだけで、水道使用者等である個人又は法人等若しくは事業を営む個人に係る条例7条2号又は3号に規定する非開示情報を開示することとなると認められるため、条例10条に基づき本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、寶金 敏明、峰 ひろみ